

第1 労働保険事務組合の概要

1. 労働保険事務組合制度の趣旨

労働保険（労災保険と雇用保険）への加入手続きや保険料の納付手続き、雇用保険の被保険者に関する手続等は、専門の担当者を置くことのできない中小事業の事業主にとっては、負担となることが少なくありません。このような事業主の事務の負担を軽減するため、中小事業の事業主を構成員とする事業協同組合、商工会などの事業主の団体等が、事業主に代わって労働保険事務の処理をするのが労働保険事務組合の制度です。

2. 労働保険事務組合の定義

労働保険事務組合とは、事業主の団体等が、その構成員である事業主もしくは構成員以外の事業主であって一定の範囲のものの委託を受けて労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可を受けた場合に、その認可を受けた事業主の団体等の呼称です。

3. 委託事業主の範囲

労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）が委託を受けることのできる事業主は次の（１）、（２）、（３）の全てに該当する事業主です。（徴収法第33条第1項、則第62条第2項）

（１）使用する労働者数（**企業全体**）が次の規模以下であるもの。

- ① 日本標準産業分類による金融業・保険業・不動産業・小売業では、その使用する労働者が常時50人以下の事業主
- ② サービス業（清掃業・火葬業・と畜業・自動車修理業及び機械修理業は除く）、卸売業では、その使用する労働者数が常時100人以下の事業主
- ③ ①及び②以外の業種にあつては、その使用する労働者数が常時300人以下の事業主

※1 労働者数は個々の事業場ごとではなく**企業全体の労働者数**であり、一つの企業に工場・支店等がある時はそれぞれに使用される労働者の合計をしたものです。なお、一時的に所定の規模を超えた場合も、常態として所定の規模以下であれば該当します。

※2 明らかに委託事業主の範囲を超えることが認められる場合は、事務組合制度の趣旨を説明の上、委託解除の手続き及び個別成立の説明、指導を行ってください。

（２）事務組合の母体となる団体（母体となる団体が連合団体である場合は加入単位団体）の構成員である事業主、又は構成員以外の事業主であつて事務組合に労働保険事務を委託することが必要であると認められるもの。

※ 事務組合制度が団体の事業の一環として労働保険事務を行うことを認可していることから、団体の意思、すなわち構成員の総意に基づく事業運営が極めて重要であり、原則、委託事業主＝構成員となります。事務組合制度の趣旨からみて構成員以外の委託は特例であるにご周知ください。

（３）令和2年4月1日より隣接する都県以外に主たる事務所が所在する事業の事業主の委託を受けることが可能になりました。

(参考) 3 (1) ①～③の産業分類区分表

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I (卸売業、小売業) のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (飲食物品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)
小売業	大分類I (卸売業、小売業) のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食物品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業) のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791 (旅行業) は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

4. 委託事務の範囲

(1) 委託できる事務の範囲

事業主の委託を受けて処理することができる労働保険事務は、事業主が行うべき「労働保険料の納付その他の労働保険に関する事務」であり、その具体的範囲は次のとおりです。

- ① 労働保険料及びこれに係る徴収金の申告、納付に関する事務
- ② 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出、その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ③ 「保険関係成立届」、労働保険又は雇用保険の「任意加入申請書」、雇用保険の「事業所設置届」等の提出に関する事務
- ④ 労災保険の特別加入申請、変更の届出、脱退申請等に関する事務
- ⑤ 労働保険事務処理委託、委託解除に関する事務
- ⑥ その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出及び報告等に関する事務

(2) 委託できない事務

ア 印紙保険料に関する事務

イ 労災保険の保険給付及び社会復帰促進事業として行う特別支給金に関する請求書等にかかる事務手続き及びその代行

ウ 雇用保険の保険給付に関する請求書等の事務手続き及びその代行

ただし「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」「所定労働時間短縮開始時賃金証明書」については事務組合が事務手続きをしても差し支えありません。

エ 雇用保険の二事業にかかる事務手続き及びその代行

5. 事務組合の責任

(1) 事務組合等のその他の徴収金の納付責任

事務組合は、事業主に代わり労働保険事務を処理するもので、労働保険料等その他の徴収金納付のため、委託事業主から金銭の交付を受けたときは、その限度内で政府に対し納付の責任を負うことになっています。

「労働保険料等その他の徴収金」とは、具体的に次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料及び一般拠出金による納付すべき不足額その他徴収法の規定による労働保険料等
- ② 労働保険料等に係る追徴金
- ③ 労働保険料等に係る延滞金
- ④ 労災保険の保険給付の不正受給に係る連帯徴収金
- ⑤ 労働保険料滞納期間中の事故又は故意、重過失による事故に基づく労災保険の保険給付の費用に係る徴収金
- ⑥ 雇用保険の失業給付の不正受給に係る連帯徴収金

(2) 追徴金または延滞金の納付責任

ア 追徴金の納付責任

(ア) 委託事業場が前年度中に支払った賃金総額等を報告したにもかかわらず、事務組合が法に規定する申告期限までに申告書を提出しないため、政府が確定保険料及び一般拠出金の額を認定決定し、その納付すべき額の100分の10に相当する追徴金を徴収することとした場合

(イ) その他事務組合の責めに帰すべき事由によって政府が追徴金を徴収することとした場合

イ 延滞金の納付責任

(ア) 政府から各滞納事業主に係る督促状を受けた事務組合が、各滞納事業主に対し督促があった旨の通知をしないため、督促状の指定納期までに納付することができず、延滞金を徴収される場合

(イ) 事務組合から督促状の通知を受けた事業主が、労働保険料等を事務組合に交付したにもかかわらず、事務組合が、督促状の指定期限までに当該労働保険料等を納付しなかったために、延滞金が徴収される場合

(ウ) その他事務組合の責めに帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

ウ 事務組合が納付すべき徴収金についての事業主からの徴収

事務組合が、交付を受けた労働保険料等その他の徴収金並びに事務組合の責めに帰すべき追徴金又は延滞金について滞納があった場合には、政府は事務組合に対して滞納処分を行います。なお徴収すべき残余があるときは、当該事業主から徴収することができます。

エ 不正受給等に関する責任

事務組合の虚偽の届出、報告または証明により、保険給付を不正に受給したものがあつた場合には、その事務組合は、受給者と連帯して受給金額の全部または一部について返還を命ぜられることがあります。

6. 認可取消

(1) 事務組合業務に関する監査（徴収法第43条）

事務組合業務が法令等に則り、適正に処理されているかについて、随時監査を実施します。

なお、監査の結果、事務処理等が著しく不適正な場合は、是正指導を行い、その改善状況について確認します。

(2) 事務組合業務の認可取消

認可を受けた事務組合が、次のいずれかに該当する場合には、認可を取り消される場合があります。認可を取り消される事由は次のとおりです。

- ア 労働保険関係法令の規定に違反したとき
- イ 労働保険事務の処理を怠ったとき
- ウ 労働保険事務の処理が著しく不当であるとき
- エ 認可基準の規定に反するとき
- オ 認可時に付した条件に反するとき

事務組合業務は、委託事業主の代理として各種手続きを行うものであり、事務遂行能力を持っていることが認可の条件です。したがって、認可を受けた団体等が、他者（団体等を構成しないもの）に労働保険事務を再委託することは事務組合の趣旨から大きく逸脱することとなり、固く禁じられています。

[労働保険事務組合として他に委託することが適当でない事務]

- ア 労働保険事務組合の運営に関する総会等の開催
- イ 労働保険料の管理及び政府への納付
- ウ 労働保険事務組合の運営に関わる会計帳簿等の管理・記載
- エ 内部監査の実施
- オ 関係行政機関への書面の提出

7. マイナンバーへの対応について

マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税番号の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、利用が開始されました。

マイナンバーは、一人ひとり異なる番号であり、個人が特定されないように番号が割り振られていることから、マイナンバーを含む情報（特定個人情報）の管理は、厳格に行う必要があります。

(1) 事務組合が講ずべきこと

事務組合は、事業主から委託を受けて個人番号関係事務を取り扱うため、「個人番号関係事務実施者」と位置付けられていることから、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保し、具体的な取り扱いを定めるための「基本方針」及び「事務取扱規定」を策定し、特定個人情報の漏えい、滅失または既存の防止などのため、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）では、個人番号に係る事務を再委託する場合、最初の委託者（事業主）の許諾を受けるとともに、委託者は、自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう再委託先に対し、「必要かつ適切な監督を行う」とされていることから、適切な対応が求められます。

（２）安全管理措置

番号法は特定個人情報の漏えい、既存及び不正利用を防ぐために、下記のような安全管理措置を講ずることが必要になります。

- ① 事務取扱担当者や取り扱う事務の範囲の明確化など、組織体制の整備と事務取扱規定に基づく運用
- ② 特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して適切な監督、教育
- ③ 盗難・紛失防止のため、特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体または書類等は、施錠可能な書庫等へ保管
- ④ 特定個人情報に関する作業を行うスペースは、事務取扱担当者以外の者から見えないよう配慮の工夫
- ⑤ 個人番号の記載された書類を、労働基準監督署やハローワークへ郵送で提出する際、簡易書留など、追跡可能な郵便制度を利用。手渡しで書類を授受する場合には、個人番号が容易に見えることのないように封入封緘
- ⑥ 個人番号を含む情報を電子媒体で持ち出す場合、漏えい防止のため、データの暗号化またはパスワードによる保護を行い、施錠可能なケースでの運搬
- ⑦ 情報漏えい事案に迅速に対応するための体制整備

（３）個人番号の記載が必要となる届出

- ・新規被雇用者、退職者等に係る個人番号関係事務
- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届

（４）法人番号

法人番号はマイナンバーと異なり、厳格な情報管理規制はなく、一般に公表され（人格のない社団については同意をとる）、自由に利用することができます。

労働保険関係では当面下記の書類に法人番号の記入が必要になります。

- ① 労働保険関係成立届
- ② 労働保険料等申告書
- ③ 雇用保険適用事業所設置届・廃止届
- ④ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑤ 労働保険事務等委託書

※ 様式作成の際は必ず記入するようにしてください。様式作成の際に番号確認中の場合は後日ご連絡ください。